

西宮市在宅療養相談支援センター運營業務に係る
公募型プロポーザル審査要領

1 選定委員会の設置

受託候補者の選定を行う機関として市職員で構成する西宮市在宅療養相談支援センター運営事業委託業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選考方法

選定委員会において、提出書類、提案内容の審査を行うとともに、応募者から提案内容にかかるプレゼンテーションを受け、総合的な視点で評価を行い、受託候補者の選考を行う。

3 審査項目及び評価基準

受託候補者を選定するための審査項目及び評価基準は、次に掲げるとおりとする。

審査項目	評価事項	評価基準	配点
法人に関する事項	法人の経営の安定性	・財務状況等に問題はないか ・従業員の定着状況はどうか	20
	法人の個人情報保護体制	・法人内における個人情報保護の方針及び体制に問題はないか	
業務の実施に関する事項	受託にあたっての基本方針	・事業趣旨及び目的は理解しているか ・事業実施に意欲的か	80
	業務開始に向けた工程管理	・事務所の設置及び稼働までの予定は的確か ・従事者確保の方法及び予定は的確か	
	業務推進体制	・業務を確実に執行できる人員体制及び人員配置となっているか ・欠員時や急な事案にも柔軟に対応できる執行体制となっているか	
	業務の実施計画	・仕様書に記載された各業務に対し、的確かつ効果的な実施計画となっているか	

4 審査方法

選定委員会は、審査項目及び評価基準に基づき、総合的に採点し、出席した各委員の評価点の平均値をもって応募者の評価点とする。

5 受託候補者の選定

最も評価点の高い応募者を受託候補者として選定する。ただし、最高評価点の者が複数の場合は、審査項目のうち業務の実施計画について評価点が高い者を受託候補者として選定する。

実施計画についての評価点でも選定できない場合、選定委員会に出席した委員の議決により選定する。

6 選定結果の通知

選定委員会は、応募者全員に選考の結果を文書にて通知する。

なお、選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

7 失効及び無効

受託候補者が次に掲げる事由に該当した場合、受託候補者への内定の効力は失効し、評価順位が次順位のものが受託候補者となる。

ア 契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は企画提案書の内容に関する重大な変更があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

エ その他市民の疑惑や不信を招くような行為があったと認められる場合

オ 契約締結までの間に受託候補者が受託を辞退する旨を申し出た場合

この場合は、辞退の理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。